

9月20日～26日は 動物愛護週間です

「動物の愛護及び管理に関する法律」では、毎年9月20日から26日を「動物愛護週間」としています。これは命ある動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解を深めるために定められたものです。
この機会に身近にいる動物について考えてみませんか？

飼い主は
動物の命に
責任を持とう！

ペットは、飼い主以外に頼る人がいません。動物にも私たちと同じ命があり、心があります。飼い始めたときの喜びを思い出して、動物がその命を終えるまで適切に飼養する「終生飼養（しゅうせいしやう）」に努めましょう。また、飼い主を信じて生きるペットの気持ちを大切に、ペットを飼う前に、飼ってからのことをよく考えましょう。

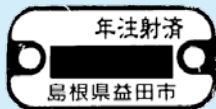


犬の飼育について

■狂犬病予防接種を受けましょう

狂犬病予防法により、毎年1回（接種期間：4月～6月）の狂犬病予防注射が義務付けられています。

市の集合注射または動物病院で接種することができます。接種後には、**注射済票**を装着しましょう。



■放し飼いはやめましょう

犬の放し飼いは、県の条例により禁止されています。

■散歩のマナー

犬の運動・散歩のときは、ビニール袋や汚れを落とすための水等を持参し、フン尿の後始末をしましょう。動物が苦手な方もいます。犬の予期せぬ行動に対応できるよう、必ずリード（引き綱）をつけましょう。

■所有者明示をしましょう

突然の災害や万が一の脱走に備えて、日頃から**鑑札**や迷子札、マイクロチップなどを装着し、飼い主が分かるようにしましょう。



猫の飼育について

■屋内で飼いましょう

外飼いの場合、飼い主の知らないところで近所に迷惑をかけてしまうことがあります。さらに、不妊・去勢手術をしていない場合、望まない繁殖につながります。飼い猫の健康・安全を守るため、また、ご近所トラブルを防ぐため、猫は屋内で飼うように努めましょう。

■所有者明示をしましょう

迷子札やマイクロチップなどを装着し、飼い主が分かるようにしましょう。



飼い主のいない猫について

■無責任なエサやりはやめましょう

エサを与えるだけでは、飼い主のいない猫を増やすことになってしまいます。増えすぎた猫は、鳴き声やフン尿などにより環境侵害を起こしたり、子猫が栄養不足や交通事故などで、命を落とすこともあります。エサを与えるのであれば、責任をもって飼い主になりましょう。

飼うことが難しい場合は、新しい飼い主を探したり、人の手を加えず見守りましょう。

また、飼い主のいない猫を、地域住民が主体となり、不妊・去勢手術を施す等の適切な管理を行い、地域で見守っていく「地域猫活動」という方法もあります。

動物への思いは
さまざまです。



市には、犬や猫などに関する苦情が寄せられることがあります。地域には、犬や猫が好きな人、苦手な人、関心がない人などさまざまな人が暮らしています。いろいろな考え方の人がいる中で、動物の健康や安全を守り、人も動物も安心して暮らすことができるよう、皆様のご理解とご協力をお願いします。

【問い合わせ先】市環境衛生課 ☎ 31-0201



愛護動物の虐待・遺棄は犯罪です！



愛護動物の虐待とは？

動物を不必要に苦しめる行為のこと

【具体例】

- 正当な理由なく動物を殺したり傷つけたりする積極的な行為
- 必要な世話を怠ったりケガや病気の治療をせずに放置したり、十分な餌や水を与えないなど、いわゆるネグレクトと呼ばれる行為



愛護動物の遺棄とは？

愛護動物を移転または置き去りにして場所的に隔離することにより、その愛護動物の生命・身体を危険にさらす行為のこと

【具体例】

- 飼い犬・猫を道路や山に置き去りにする行為
- 野良犬・猫を生存できそうな場所に置き去りまたは隔離する行為



2019年の「動物の愛護および管理に関する法律」の改正により、
愛護動物の虐待・遺棄の罰則が強化されました！！

動物の愛護及び管理に関する法律（抜粋）

第四十四条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、**五年以下の拘禁刑又は五百万円以下の罰金**に処する。

2 愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、又は飼養密度が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行つた者は、**一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金**に処する。

3 愛護動物を遺棄した者は、**一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金**に処する。

4 前三項において「愛護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。

- 一 牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いとうさぎ、鶏、いばと及びあひる
- 二 前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの

遺棄・虐待を疑う事案を見つけたら、警察や保健所へ通報してください！

令和7年度 動物愛護週間事業

令和7年度 動物愛護啓発展

【益田会場】

日時：9月9日(火)～16日(火)

場所：キヌヤ益田ショッピングセンター

2階 パブリックスペース（常盤町4-38）

【吉賀会場】

日時：9月19日(金)～26日(金)

場所：吉賀町役場内

（鹿足郡吉賀町六日市750）

【津和野会場】

日時：11月9日(日) 9:00～14:00

場所：小川体育館（鹿足郡津和野町寺田64）

日時：11月16日(日) 9:30～15:00

場所：畑迫体育館（鹿足郡津和野町部栄375）



【実施内容】

◎動物愛護啓発パネル展示

- ・島根県の動物データ
- ・保健所へやってきた犬猫はどうなるの？
- ・人と動物に共通した感染症
- ・動物の虐待、遺棄防止
- ・災害への備え など



◎譲渡動物の写真展示

保健所から譲渡された動物は、いまどうしているの？

◎動物クイズ

◎動物に関するアンケート

皆様のご意見をお聞かせください！



アンケートにお答えいただいた方には粗品をプレゼント！
みなさまのご来場をお待ちしています！

主催 島根県益田保健所

協力 県内動物愛護ボランティア・益田市・津和野町・吉賀町

【問い合わせ先】 島根県益田保健所 衛生指導課 ☎ 31-9557